

2018年度の規制改革要望

2018年9月12日
一般社団法人全国地方銀行協会

顧客ニーズ多様化等に対応するための要望

1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	新規
2. (上記1.が実施されるまでの間)従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃	新規
3. (上記1.が実施されるまでの間)不動産仲介業務の解禁 銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁 信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁 2015年度に提出した要望を再度提出するもの。	継続 継続

顧客利便性の向上、地方創生に資する要望

4. 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継続
5. 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継続
6. 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継続
7. 個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	継続
8. 海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	継続
9. 農地所有適格法人の議決権に関する要件緩和	継続
10. 休眠預金の異動事由の弾力化(同一通帳内にある複数預金の一元的な異動日管理の許容)	新規

・ 手続きの簡素化等に関する要望

<p>11. 地方公共団体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和 2013年度に提出した要望を再度提出するもの。</p>	<p>継続</p>
<p>12. 銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きの簡素化（認可から届出へ変更）</p>	<p>新規</p>
<p>13. 犯罪収益移転防止法関連 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃 2013年度に提出した要望を再度提出するもの。</p>	<p>継続</p>
<p>「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充</p>	<p>新規</p>
<p>成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和</p>	<p>継続</p>
<p>14. 報告・届出の廃止・簡素化</p>	
<p>業務報告書等の廃止</p>	<p>新規</p>
<p>銀行営業所の臨時休業・業務再開届の廃止</p>	<p>新規</p>
<p>銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行うための様式の改正</p>	<p>新規</p>
<p>金融再生法開示債権とリスク管理債権の統合</p>	<p>新規</p>
<p>中小企業金融円滑化法の期限到来後の任意報告の廃止</p>	<p>新規</p>
<p>確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止</p>	<p>継続</p>
<p>包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し</p>	<p>新規</p>

顧客ニーズ多様化等に対応するための要望

要望項目	1. 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	新規項目
<p>要望内容 ・要望理由</p>	<p>銀行の業務範囲規制を緩和方向で見直す。 銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。</p> <p>人口減少・少子高齢化や大都市圏への人口移動等を背景に、市街地の再活性化支援や高齢者の保有する資産の管理・処分等、地域のニーズが多様化しており、現行の銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲では、十分な対応ができなくなっている。業務範囲規制の見直しにより、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスの提供が可能となれば、多様な顧客ニーズへの対応や一段と積極的な地方創生への取組みが可能となる。</p> <p>具体的には、取引先企業・地公体より、事業承継・事業再生、地方創生の観点からの市街地再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に係る不動産取引を仲介してほしいといったニーズが数多く寄せられている。このほか、地域活性化プロジェクトにおいて、コンサルティングや参加事業者のコーディネートにとどまらず、物販や宿泊など実際の事業運営により積極的に関与してほしいとの要望も寄せられている。</p> <p>また、高齢の個人顧客からは、既存の集配金業務と組み合わせた高齢者の見守りサービスや家事代行等の生活サポートサービスを提供してほしいといったニーズ、医療・介護施設を斡旋してほしいといったニーズが寄せられている。</p> <p>機能別・横断的な金融規制体系の構築に向けて審議を行っている金融審議会「金融制度スタディ・グループ」は、「中間整理」(2018年6月19日)において、「近年の低金利環境が継続する中では、預金金利と貸付金利の利鞘は縮小傾向にあり、これによる収益の減少を量的拡大でカバーするビジネスモデルは、人口減少等に伴って、持続的でなくなっていく可能性が高い」としている。地方銀行が、地域における金融インフラの提供や地域経済の持続的発展への貢献を続けていく観点からも、銀行に課されている業務範囲規制の緩和が必要と考える。</p> <p>また、銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課されて</p>	

いる一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとすれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制については、撤廃する必要があると考える。

上記「中間整理」において、銀行経営の健全性確保につき、業務範囲規制に力点を置いてきた感があることや、銀行グループと事業会社グループ間のイコールフットィングの問題を論点としていることは適切な視点と考える。わが国経済・社会に急速な変化が生じていることを踏まえれば、業務範囲規制は早期に見直すべきであり、金融審議会における審議を加速していただきたい。

「中間整理」は、銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課せられている趣旨について、利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止、本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除にあるとしている。

については、銀行法（利益相反管理態勢の整備）、独占禁止法（優越的地位の濫用の防止）による防止措置が講じられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考える。

また、本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。

さらに、他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。

現行規制の 根拠	銀行法第 10 条～第 12 条、第 16 条の 2、第 52 条の 23 銀行法施行規則第 17 条の 3、第 34 条の 16
-------------	--

要望項目	2 . 従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃	新規項目
<p>要望内容 ・ 要望理由</p>	<p>従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制を撤廃する。</p> <p>要望項目「1 . 銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」のうち、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の撤廃の検討に時間を要する場合、従属業務を営むグループ会社の一層の活用が可能となるよう、収入依存度規制を撤廃していただきたい。</p> <p>現在、従属業務^(注1)を営む銀行の子会社・兄弟会社には収入依存度規制(銀行グループからの収入が総収入の50%以上であること等^(注2))が課されており、柔軟な業務運営を阻害している。</p> <p>(注1) 事業用不動産の賃貸・保守点検等管理、広告宣伝、労働者派遣、事務物品購入・管理、システム管理、ATM保守等。</p> <p>(注2) 2017年4月の告示改正により、システム管理やATM保守などの一部業務に係る収入依存度が総収入の40%以上へ引き下げられている。</p> <p>収入依存度規制の背景は、「従属業務は銀行業からみれば他業であるため、無制限にこれを銀行グループ内で営むことは健全性確保の観点から適切でないと考えられる」(金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告<2015年12月22日>)こととされている。</p> <p>銀行経営の健全性確保のための規制としては、別途、自己資本比率規制などの財務規制が存在している。事業会社を頂点とするグループについては、グループ内に銀行を保有していても業務範囲に制限はないが、そうしたグループにおいて他業リスクが顕在化した事案は承知しておらず、財務規制があれば収入依存度規制は必要ないと考える。</p> <p>収入依存度規制が撤廃されれば、銀行の子会社・兄弟会社による銀行グループ外へのより柔軟なサービス提供が可能となり、グループとして金融と非金融を組み合わせた取引先支援に積極的に取り組むことが可能となる。</p>	
<p>現行規制の 根拠</p>	<p>銀行法第16条の2第11項、第52条の23第10項 平成14年3月29日金融庁告示第34号</p>	

要望項目	3．不動産仲介業務の解禁 銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	継続項目 (2005年度より)
要望内容 ・要望理由	<p>銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 <p>要望項目「1．銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」の検討に時間を要する場合、銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。</p> <p>現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産会社を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。</p> <p>昨年度の要望に対し、金融庁は直ちに措置することは困難としつつも、「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。</p> <p>銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点からも問題ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 <ul style="list-style-type: none"> 取引先から銀行に対し、不動産の売買（経営者名義の事業用不動産の売却・整理等）を含めた事業承継や相続の相談が多く寄せられる。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 <ul style="list-style-type: none"> 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再 	

	<p>生の実現可能性が高まる。</p> <p>(c) 担保不動産の売却</p> <p>最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。</p> <p>(d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸</p> <p>地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等において、こうした情報を活用し、テナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングに取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。</p>
<p>現行規制の根拠</p>	<p>銀行法第 12 条、第 16 条の 2</p>
<p>昨年度要望に対する回答</p>	<p>銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難（検討を予定）。〈金融庁〉</p>

要望項目	<p>3 . 不動産仲介業務の解禁 信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁</p>	<p>継続項目 (2015 年度に提出)</p>
<p>要望内容 ・ 要望理由</p>	<p>信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。</p> <p>要望項目「3 . 銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。</p> <p>2002 年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託兼営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除かれたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。</p> <p>制度上、同じ信託兼営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取扱いが認められていることは不合理である。</p> <p>2002 年の法改正時から存在していた信託銀行を傘下に収めたメガバンクがグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、信託兼営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行グループ間のイコールフットィングの観点から規制の不平等が生じている。</p> <p>また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。</p>	
<p>現行規制の 根拠</p>	<p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第 3 条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項</p>	
<p>2015 年度要望 に対する回答</p>	<p>銀行本体における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難。 < 金融庁 ></p>	

顧客利便性の向上、地方創生に資する要望

要望項目	4 . 銀行の保有不動産の賃貸の柔軟化	継続項目 (2017年度より)
<p>要望内容 ・ 要望理由</p>	<p>銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるよう、監督指針を見直す。</p> <p>銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進めているため、保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。</p> <p>例えば、次のようなケースである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・ 店舗の移設・新設、改築等に際し、事業に必要とされるものより広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・ 店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 <p>銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を図るべきであるとの提案を受けることも多い。</p> <p>しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件（やむを得ず賃貸等を行うこと、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等）を満たしていることを自ら挙証しなければならない。このため、殆どの銀行が賃貸を躊躇しており、上記のようなニーズや提案に応えられないのが実情である。</p>	

	<p>監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。</p> <p>また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、保有不動産の減損の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減損を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。</p>
<p>現行規制の 根拠</p>	<p>銀行法第 10 条第 2 項、第 12 条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 (4) (注 1) ~ (注 3)</p>

要望項目	5 . 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	継続項目 (2006年度より)
<p>要望内容 ・ 要望理由</p>	<p>銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制）を廃止またはさらに緩和する。</p> <p>下欄の下線部分は本年度要望から追加した要素。</p> <p>現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が損なわれている。</p> <p>例えば、法人の経営者からは、万一の場合に備える生命保険や、火災、賠償責任等に備える損害保険など、事業活動を取り巻くリスクを補償する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が寄せられているが、弊害防止措置により取引先のニーズに答えられない。</p> <p>また、弊害防止措置により融資先（従業員数50人以下）の従業員にも保険を販売できないが、顧客は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が求められる中、本規制により保険を活用した資産形成や保障の充実等の提案ができない状況となっている。個人向けの保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置を廃止しても問題ないと考える。</p> <p>銀行は、顧客本位の業務運営体制（フィデューシャリー・デューティー）の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。</p> <p>銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じえないチャネルからの申込みが増加している。</p>	

	<p>直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。</p> <p>(a) 損害保険を対象外とする 生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がない。 最近、豪雨など大規模な災害が多発していることを受け、取引先の危機意識が高まり、天災に備える損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。</p> <p>(b) <u>特例地域金融機関の小口規制を緩和する</u> <u>特例地域金融機関^(注)は、1契約者あたりの通算保険金額・給付金額に制限(小口規制)があり、顧客の必要保障額を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1契約者あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。</u> <u>(注)特例地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が20人以下(特例地域金融機関でない場合50人以下)に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。</u></p>
<p>現行規制の根拠</p>	<p>保険業法施行規則第212条第2項第1号、第3項第1号・第3号、第4項、第212条の2第2項第1号、第3項第1号・第3号、第4項、第234条第1項第10号・第14号・第15号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 - 6</p>
<p>2016年度要望に対する回答 昨年度要望は未回答。</p>	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。(中略)銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしている。<金融庁></p>

要望項目	6 . 生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	継続項目 (2000年度より)
<p>要望内容 ・ 要望理由</p>	<p>生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。</p> <p>生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっており、本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。</p> <p>銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、地方創生への貢献の観点から、それに応じるというケースがあるが、そうした場合でも出向先の全役職員に対して生命保険募集はできなくなる。</p> <p>加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。</p> <p>保険窓販に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要望項目「5 . 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。</p> <p>例年、金融庁は「引き続き慎重に検討を行う」旨回答しており、早期に検討を進めていただきたい。</p>	
<p>現行規制の 根拠</p>	<p>保険業法施行規則第234条第1項第2号 平成10年6月8日大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針 - 4 - 2 - 2 (11)</p>	

2016 年度要望
に対する回答
昨年度要望
は未回答。

生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要がある。 < 金融庁 >

要望項目	7. 個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	継続項目 (2017年度より)
要望内容 ・ 要望理由	<p>個人型確定拠出年金について、加入者が希望する場合は加入者資格喪失年齢を65歳まで引き上げることが可能とする。</p> <p>確定拠出年金法第62条第3項第2号において、個人型確定拠出年金の加入者は「60歳未満の者」と定められている。</p> <p>現在、多数の企業が勤務延長制度や再雇用制度を導入する中^(注)、60歳以降も掛け金を拠出したいとのニーズが高まっており、年齢引上げは老後の資産形成に資する。</p> <p>(注) 2017年の60～64歳の就業率は、66.2% (男性79.1%、女性53.6%。出所：総務省統計局「平成29年労働力調査年報」)。</p> <p>なお、企業型確定拠出年金は、規約に定めることで65歳まで引上げが可能である。</p> <p>「規制改革実施計画」(2018年6月15日)において、「65歳に引き上げることについて検討し、2022年を目途とした見直しまでに結論を得る」旨が盛り込まれており、早期の実現に向けて検討していただきたい。</p>	
現行規制の 根拠	確定拠出年金法第62条第3項第2号	
昨年度要望 に対する回答	<p>個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を65歳に引き上げることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)附則第2条に定められた施行後5年(2022年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。(規制改革実施計画<2018年6月15日>)</p>	

要望項目	8 . 海外発行カード対応 ATM での引出手数料に関する利息制限法等の緩和	継続項目 (2016 年度より)
要望内容 ・ 要望理由	<p>海外発行カード対応 ATM での引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定める ATM 利用料の上限の例外とする。</p> <p><u>また、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外の ATM でキャッシングした場合に海外の ATM 設置事業者から請求される引出手数料を利息制限法等の例外とする。</u></p> <p>下線部分は本年度要望から追加した要素。</p> <p>「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされない ATM 利用料の上限は、1 万円以下の額 108 円、1 万円を超える額 216 円と定められている。</p> <p>国内銀行の ATM において、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドの ATM ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。</p> <p>これらの手数料は、上記の ATM 利用料の上限を上回る場合が多い。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM 利用料の上限の例外（対象外とする、または別途上限を設ける）とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応 ATM の増加、訪日外国人観光客の利便性向上につながる。</p> <p>政府は訪日外国人観光客数を 2020 年に 4,000 万人とする目標を掲げ、「観光ビジョン実現プログラム 2018」(2018 年 6 月 12 日)において、海外発行カード対応 ATM の設置促進を盛り込んでいる。また、昨年度の要望に対し、金融庁および法務省は「検討する考えである」旨回答しており、早期に検討を進めていただきたい。</p> <p><u>また、国内銀行が発行したクレジットカード保有者が、海外の ATM でキャッシングした場合、海外の ATM 設置事業者から国内銀行を経由してカード保有者に対して引出手数料が請求される。</u></p> <p><u>この請求額は利息制限法等において利息とみなされない ATM 利用料の上限を超えることが多く、その差額は国内銀行が負担せざるを得ない状況となっている。カード保有者が海外の ATM を利用した場合の手</u></p>	

	<u>数料についても利息制限法等の対象外にしていきたい。</u>
現行規制の 根拠	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条
昨年度要望 に対する回答	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、対応の要否について検討する考えである。〈金融庁・法務省〉

要望項目	9 . 農地所有適格法人の議決権に関する要件緩和	継続項目 (2017年度より)
<p>要望内容 ・ 要望理由</p>	<p>農地所有適格法人の要件のうち、「農業関係者が議決権の過半を占めているものであること」を緩和する。</p> <p>農地所有適格法人には、事業・資本・役員等に関する要件がある。農業関係者（農業に従事する個人、農地の権利を提供した個人等）の資金力が乏しいため、農地所有適格法人を設立しようとしても、資本に関する要件「農業関係者が議決権の過半を占めているものであること」^(注1)が充足できないケースがあり、農業への新規参入や農業者の法人化等が進まない一因となっている。</p> <p>(注1) 2016年4月に施行された農地法の改正により、農業関係者の議決権が3/4以上から過半に緩和された。</p> <p>本要望が実現すれば、農業の生産性向上、6次産業化の促進、新たな担い手の確保、農業の規模拡大等に寄与する。</p> <p>2009年の農地法改正により、リース方式による一般企業の農業参入が完全自由化されたものの、農地の返却を求められるリスクへの不安を持つ事業者が多い。計画的・継続的な取組みを進めるため、リース方式ではなく農地取得により農業に参入したいとのニーズがある。</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たさない企業の農地所有については、既に国家戦略特区法により兵庫県養父市にて試験的な事業^(注2)が行われており、少なくとも本事業を全国展開していただきたい。</p> <p>(注2) 地公体が買い取った農地について、農地所有適格法人の要件を満たさない企業が所有権を取得することができる事業(不適切な農地利用があった際に所有権を当該地公体に戻すこと等を条件とする)。2018年3月末時点で5社が合計約1.35haの農地を取得しており、養父市は「本事業が全国展開されれば大きな効果がある」としている。</p> <p>例えば、食品関連企業には、生産者の高齢化や後継者不足から今後の生産が減少し、原料の確保が難しくなるとの懸念があり、農業関係者と連携して農地を所有し継続的かつ安定的に農業経営を行いたいニーズがある。</p>	

<p>現行規制の 根拠</p>	<p>農地法第2条第3項</p>
<p>昨年度要望 に対する回答</p>	<p>農地を所有できる法人の議決権要件については、2016年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されているところである。</p> <p>さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市において行うこととしたところである。</p> <p>農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないかという農業・農村現場の懸念があることから、まずは、これらの見直しについて、現場での実施状況を見てまいりたいと考えている。</p> <p>なお、企業の農業参入については、2009年の農地法改正でリース方式での参入は完全に自由化されたところであり、現に、改正前の約5倍のペースで参入が進んでいる。 <農林水産省></p>

要望項目	10．休眠預金の異動事由の弾力化（同一通帳内にある複数預金の一元的な異動日管理の許容）	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	<p>以下のケースについて、認可を受けたうえで同一通帳内にある他の預金（休眠預金法の対象預金）の異動事由とすることを可能とする。</p> <p>(a) 同一通帳内に法の対象預金と非対象預金があり、非対象預金に入出金等があった場合</p> <p>(b) 同一通帳内に一括した契約を締結していない2以上の預金（法の対象預金）があり、その一方に入出金等があった場合</p> <hr/> <p>2018年1月、休眠預金法が施行され、10年以上、入出金等の異動がない預金（休眠預金）は、預金保険機構に移管され、民間公益活動に活用されることとなった。</p> <p>預金の異動事由としては、同法の対象預金の入出金等のほか、各銀行が当局の認可を受けたうえで、複数の預金等を組み合わせた商品において他の預金等に入出金等があった場合、などを加えることが可能となっている。</p> <p>以下のケースについては、「複数の預金等を組み合わせた商品において他の預金等に入出金等があった場合」に該当しないことから、同一通帳内で預金の入出金等があった場合でも他の預金（休眠預金法の対象預金）の異動事由とすることができない。</p> <p>(a) 同一通帳内に法の対象預金と非対象預金がある場合</p> <p>例えば、同一通帳内に障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度に係る預金がある場合、この預金の入出金等は他の預金の異動事由とならない。</p> <p>(b) 同一通帳内の2以上の法の対象預金について一括した契約を締結していない場合</p> <p>「複数の預金等を組み合わせた商品」は、役務の提供について一括して契約が締結されている商品とされている。例えば、総合口座（普通預金と定期預金）と別契約の貯蓄預金を同一通帳で管理するケースにおいて、貯蓄預金に入出金等があった場合に他の預金の異動事由とならない。</p>	

	<p>今後、同一通帳内の預金にもかかわらず、10年以上取引がないとして移管対象となる預金とならない預金が混在する、といったケースが発生すると考えられ、顧客に混乱が生じる懸念がある。</p> <p>2019年以降、休眠預金の移管が開始されるため、早期に検討していただきたい。</p>
<p>現行規制の 根拠</p>	<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第4項 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第4条第3項</p>

・手続きの簡素化等に関する要望

要望項目	11. 地方公共団体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止または緩和	継続項目 (2013年度に提出)
<p>要望内容 ・要望理由</p>	<p>地方公共団体等に対する指定金融機関等の担保提供義務を廃止する。または、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。</p> <p>地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関（以下、指定金等）には担保提供義務が課されている。</p> <p>収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。</p> <p>また、地方公共団体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の現実性が実質的に確保されている。</p> <p>これらの点から、法令で全ての指定金等に担保提供を義務付けることは過剰な規制だと考える。</p> <p>2015年12月の総務省「地方公共団体の財務制度に関する研究会」報告書において、「担保提供義務のあり方について考えられる方策を整理したところであるが、見直しに関しては様々な意見があるところであり、見直しを行った場合の影響などを見極めた上で、具体的な見直しをすることが必要である」とされたものの、具体的な検討は進められていない。早期に見直しに向けた検討に着手していただきたい。</p>	
<p>現行規制の 根拠</p>	<p>地方自治法施行令第168条の2第3項 地方公営企業法施行令第22条の3第2項</p>	
<p>2013年度要望 に対する回答</p>	<p>担保提供義務のあり方について考えられる方策を整理したところであるが、見直しに関しては様々な意見があるところであり、見直しを行った場合の影響などを見極めた上で、具体的な見直しをすることが必要である。（総務省「地方公共団体の財務制度に関する研究会」報告書<2015年12月18日>）</p>	

要望項目	12. 銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きの簡素化（認可から届出へ変更）	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	<p>銀行持株会社が、グループに属する2以上の会社に共通する業務を実施する場合の手続きを認可から届出へ変更する。</p> <p>2017年4月より、銀行持株会社は内閣総理大臣の認可を得たうえで、グループ内の銀行を含む2以上の会社に共通する業務であって、持株会社が実施することがグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する業務（共通・重複業務）を営むことが可能となった。</p> <p>共通・重複業務の内容は、システムの設計・運用・保守、福利厚生に関する事務等であり、その多くが銀行法施行規則第17条の3第1項の従属業務または同条第2項の金融関連業務と重複している。</p> <p>銀行が従属業務または金融関連業務を営む会社を子会社とする際の手続きは届出となっている。従属業務・金融関連業務を銀行の子会社で営む場合と銀行持株会社で営む場合で、グループ全体の健全性に与える影響に差はないと考えられる。</p> <p>本件は、グループ内で共通・重複する業務に限って銀行持株会社に集約して効率化を図るものであり、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。</p> <p>これらの点から、銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きも届出として問題ないとする。</p>	
現行規制の 根拠	銀行法第52条の21の2 銀行法施行規則第34条の14の4	

要望項目	13．犯罪収益移転防止法関連 税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	継続項目 (2013年度に提出)
要望内容 ・要望理由	<p>税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする。</p> <p>銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。</p> <p>税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただくといった負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニとの対応が異なることは顧客の理解を得られない。</p> <p>税金・公金・公共料金の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。</p> <p>2013年度に同様の要望を提出した際、警察庁および金融庁より「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があったが、コンビニによる収納にはそうしたおそれがないからこそ取引記録の保存が不要となっていると考えられ、銀行が取り扱う場合にそのおそれがあるとするのは不合理である。</p>	
現行規制の 根拠	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第7条</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第15条第1項</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第22条第1項</p>	
2013年度要望 に対する回答	<p>国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要がある。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられる。したがって、税金・公金における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えられる。</p>	

公共料金の支払に係る取引時確認及び取引記録を不要とすべきとの提案については、国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ローンダリングのおそれが全くないと客観的かつ容易に判断することは困難であることから、要望を受け入れることは困難であるとする。

< 警察庁・金融庁 >

公共料金の支払に係る取引時確認は、2016年10月より不要となった。

<p>要望項目</p>	<p>13. 犯罪収益移転防止法関連 「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充</p>	<p>新規項目</p>
<p>要望内容 ・要望理由</p>	<p>以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。</p> <p>(a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等から委託を受けた代金回収業者に対する入学金・授業料等の支払い</p> <p>2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。</p> <p>しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。</p> <p>(a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金、授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることからマネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に間に合わないこととなれば、受験機会を奪うことになる。</p> <p>(b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行う</p>	

ことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考える。

また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要があるなど、窓口での対応負担が生じている。

(c) 大学等から委託を受けた代金回収業者に対する入学金・授業料等の支払い

大学等が代金回収業者に入学金・授業料等の受領を委託しているケースについては、大学等への直接の支払いでないことから「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に該当しない。代金回収業者を経由した大学等への支払いであっても、入学金・授業料であることが確認できれば、マネー・ローンダリングのリスクは直接支払う場合と同様である。

代金回収業者の有無により本人確認書類の要否が分かれることは顧客の理解を得られにくい。

現行規制の
根拠

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第7号二

要望項目	13．犯罪収益移転防止法関連 成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引時確認義務の緩和	継続項目 (2017年度より)
要望内容 ・要望理由	<p>成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引の場合、銀行による被後見人等の取引時確認を不要とする。または、被後見人等の取引時確認を顔写真のない登記事項証明書で行う場合の転送不要郵便による追加確認を不要とする。</p> <p>成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人（以下、成年後見人等）が、被後見人等名義の口座開設を行う際、銀行は成年後見人等に対し、被後見人等の本人確認書類の提示を求めている。被後見人等の取引時確認を顔写真のない登記事項証明書で行う場合、転送不要郵便等による追加確認が必要となる。</p> <p>しかし、被後見人等が入院や施設に入居していることにより転送不要郵便等が返送されてしまい、口座開設ができないケースがある。被後見人等の財産管理に支障をきたしており、銀行窓口で成年後見人等からの苦情が寄せられるケースもある。</p> <p>成年後見人等の選任にあたり、家庭裁判所は被後見人等との面談を行ったうえで審判を確定するため、裁判所により本人確認は完了していることから、銀行による被後見人等の取引時確認を不要としても問題ないと考える。</p> <p>昨年度要望に対し、警察庁より「代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場合が多いため、（中略）特定取引とは別の時点で行われた成年後見人等の選任手続をもって、取引時確認に代えることはできない」との回答があったが、家庭裁判所が代理権を付与することが適当だと認めた者が成年後見人等に選定されており、登記事項証明書があれば、郵送による追加確認までを求める必要はないと考える。</p>	
現行規制の 根拠	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条第1項第1号</p>	

昨年度要望
に対する回答

マネー・ローンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場合が多いため、犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人両者の本人特定事項の確認を行うことを義務付けており、特定取引とは別の時点で行われた成年後見人等の選任手続をもって、取引時確認に代えることはできない。

なお、家庭裁判所による成年後見人等の選任手続については、法令上の定めがなく、家庭裁判所の運用に任されているものと認識している。

したがって、銀行による成年被後見人等の取引時確認を不要とすることはできない。

また、犯罪収益移転防止法は、実際に取引による財産の移転の効果が帰属する本人の本人特定事項の確認を、代理人から一定の本人確認書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示を受ける方法により行う場合、当該本人確認書類の提示のみでは証明力が不足するため、顧客等の住居に宛てて行う転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を義務付けている。登記事項証明書は一を限り発行又は発給された本人確認書類ではなく、提示のみでは証明力が不足することから、転送不要郵便等による取引関係文書の送付等を省略することはできない。 <警察庁>

要望項目	14. 報告・届出の廃止・簡素化 業務報告書等の廃止	新規項目
要望内容 ・要望理由	<p>銀行法に基づき提出している業務報告書等を廃止する。</p> <p>銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書（以下、業務報告書等）を金融庁へ提出している。</p> <p>業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイトモニタリングで徴求可能であり、業務報告書等を廃止しても問題ないと考える。</p> <p>2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、記載内容が完全に一致していないと記載を省略できない。内訳等が微妙に異なるものが多く、省略できる部分は限定的なものにとどまっている。</p>	
現行規制の 根拠	銀行法第19条	

要望項目	14. 報告・届出の廃止・簡素化 銀行営業所の臨時休業・業務再開届の廃止	新規項目
要望内容 ・要望理由	<p>自然災害等のやむを得ない理由により銀行の営業所において臨時に業務を休止する場合、および業務を再開する場合の事前届出を廃止する。</p> <p>自然災害等のやむを得ない理由により、銀行の営業所を臨時休業する場合、および当該営業所において業務を再開する場合、銀行は金融庁に対してその旨を届け出るとともに、公告および店頭掲示をする必要がある。</p> <p>自然災害発生時には、被災地の顧客向けの対応に最優先で取り組む必要がある。</p> <p>公告による顧客への周知により、臨時休業している営業所は明らかであり、臨時休業・業務再開の事前届出を廃止して問題ないとする。</p> <p>なお、銀行の営業所の営業時間や休日に関する規制緩和が進む中、本届出の必要性は薄れていると考える。</p>	
現行規制の 根拠	銀行法第 16 条第 1 項	

要望項目	14. 報告・届出の廃止・簡素化 銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行うための様式の改正	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	<p>銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行えるよう、銀行法施行規則別紙様式（事業報告）を改正する。</p> <p>2018年3月、財務会計基準機構が、有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行う際のポイントや記載事例を取りまとめた「有価証券報告書の開示に関する事項」を公表するなど、政府等において一体的開示をより行いやすくするための取組みが進められている。</p> <p>一方、銀行は銀行法施行規則別紙様式第9号（特定取引勘定設置銀行においては第9号の2）により事業報告の様式が定められており、有価証券報告書との一体的開示が行えない状況にある。</p> <p>例えば、役員の状態について、金商法により有価証券報告書においては男女別の人数や役員の生年月日を記載することとなっているが、会社法上の事業報告においては、それは必須記載事項となっていない。このため、銀行法上の事業報告様式（別紙様式第9号）には当該事項の記載欄がなく、一体的開示が行えない。</p> <p>財務会計基準機構が取りまとめた記載事例も参考に、銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行えるよう、銀行法施行規則別紙様式を改正する、または、必要な情報が記載されていれば必ずしも様式と一致していなくてもよいこととする措置を講じていただきたい。</p> <p>「未来投資戦略2018」（2018年6月15日）において、「関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、本年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する」旨が盛り込まれており、早期に検討していただきたい。</p>	
現行規制の 根拠	<p>銀行法施行規則第20条第1項</p> <p>銀行法施行規則別紙様式第9号、第9号の2</p>	

要望項目	14．報告・届出の廃止・簡素化 金融再生法開示債権とリスク管理債権の統合	新規項目
要望内容 ・要望理由	<p>金融再生法開示債権とリスク管理債権を統合する。</p> <p>銀行は、金融再生法に基づく金融再生法開示債権と銀行法に基づくリスク管理債権の2つの基準による不良債権を開示しなければならない。</p> <p>銀行の事務負担が大きいことに加え、顧客にとってもわかりにくいいため、2つの基準による開示を統合していただきたい。</p> <p>「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）(案)」に対する意見として、当協会が同様の要望を提出した際、金融庁より「銀行等の負担の軽減を考慮する必要もあることから、両者の統合については、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえた上で、引き続き検討する」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。</p>	
現行規制の 根拠	<p>銀行法第21条</p> <p>銀行法施行規則第19条の2</p> <p>金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第6条、第7条</p> <p>金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条、第4条、第6条</p>	

要望項目	14. 報告・届出の廃止・簡素化 中小企業金融円滑化法の期限到来後の任意報告の廃止	新規項目
要望内容 ・ 要望理由	<p>中小企業金融円滑化法の期限到来後の「貸付条件の変更等の実施状況」の報告を廃止する。</p> <p>中小企業金融円滑化法に基づき当局報告や開示を行っていた「融資条件の変更等の実施状況」について、法の期限（2013年3月）到来後も、銀行は金融庁からの要請により報告を続けている。報告内容は順次簡素化^{（注）}されているものの、依然として事務負担が大きい。</p> <p>（注）2014年9月末から金額の報告が廃止され、件数のみとなった。また、2018年度分からは半期の報告が廃止され、年1回の報告となった。</p> <p>金融円滑化に関する取組みは銀行に十分定着しており、本報告を廃止しても問題ないと考える。</p>	
現行規制の 根拠	2013.3.29付「金監第808号」（中小企業金融円滑化法の期限到来後の報告・開示について〈要請〉）	

要望項目	14. 報告・届出の廃止・簡素化 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	継続項目 (2016年度より)
要望内容 ・ 要望理由	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の(a)役員の兼職状況、(b)主要株主の商号・住所・持株割合、(c)役員の住所の届出を廃止する。	
	<p>銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があるが、この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。</p> <p>次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないと考える。</p> <p>(a) 役員の兼職状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。</p> <p>(b) 主要株主の商号・住所・持株割合 銀行法上、銀行の議決権を5%超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。</p> <p>(c) 役員の住所 確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の氏名のみ(「役員の住所」は不要)の届出で問題ない。</p> <p>昨年度の要望に対し、厚生労働省より「申請書の記載事項は、確定拠出年金運営管理機関の監督上確認する必要がある事項である」との回答があったが、上記(a)(b)については確定拠出年金法を同省と共管する金融庁と情報を共有することで十分監督上の確認が可能である。</p> <p>届出を直ちに廃止することが困難な場合は、「変更の都度、2週間以内の届出」から「年1回の定期報告(変更がない場合は不要)」に変更していただきたい。</p>	

現行規制の 根拠	確定拠出年金法第 89 条第 1 項、第 92 条第 1 項 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 2 条
昨年度要望 に対する回答	確定拠出年金運営管理機関の登録の申請書の記載事項は、確定拠出年金運営管理機関の監督上確認する必要がある事項であり、かつ一定の項目について対応するためには法改正が必要であることから、関係者等による慎重な検討が必要となる。 < 厚生労働省 >

要望項目	14. 報告・届出の廃止・簡素化 包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」の見直し	新規項目
要望内容 ・要望理由	<p>包括信用購入あっせん業者に作成が求められる「財産に関する調書」について、銀行の計算書類、有価証券報告書で代替できない科目のみ事業報告書に記載することにより、作成・提出を不要とする。</p> <p>クレジットカードを発行する銀行は包括信用購入あっせん業者として、割賦販売法施行規則に定める「財産に関する調書」および「事業報告書」を事業年度毎に経済産業局に提出しなければならない。</p> <p>本調書の様式は同施行規則で定められており、その科目は一般事業会社向けのものとなっている。</p> <p>このため、銀行の貸借対照表と一致せず、組み替えて記載する必要があり、銀行にとって多大な事務負担となっている。</p> <p>また、調書を提出する際には、計算書類や有価証券報告書を添付している。これらの資料で代替できない科目（「包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務」等）のみ、事業報告書に別途記載することにより、調書の作成・提出は不要として問題ないとする。</p>	
現行規制の 根拠	割賦販売法施行規則第 136 条	